第３章　防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害及び気象に関する情報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第１節　組織計画

第１　町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、浦臼町防災会議条例（資料１）第３条第５項に定める者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とするもので、その組織及び運営の概要は次のとおりである。

１　町防災会議組織図

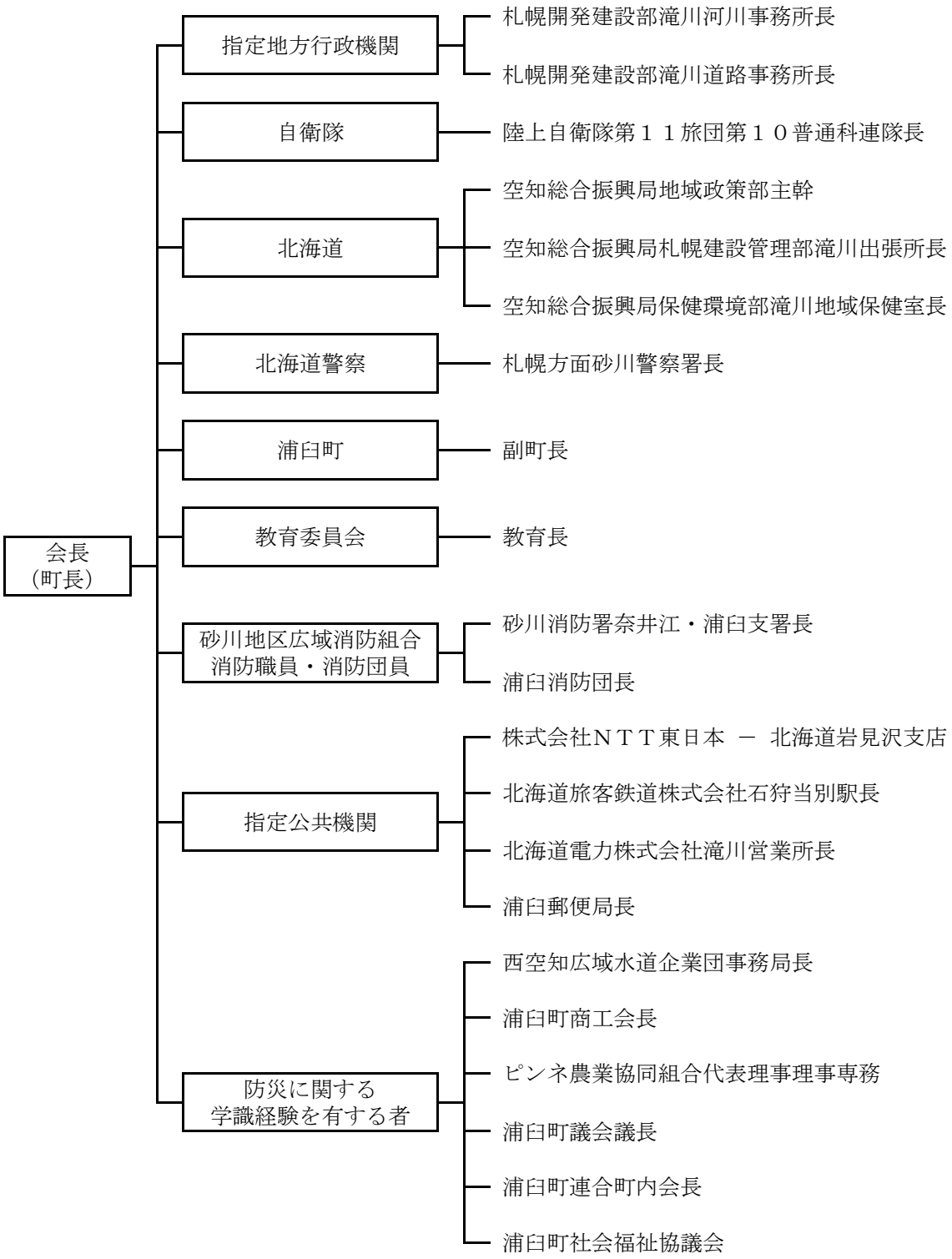
会長
（町長）
指定地方行政機関
札幌開発建設部滝川河川事務所長
札幌開発建設部滝川道路事務所長
自衛隊
陸上自衛隊第１１旅団第１０普通科連隊長
北海道
空知総合振興局地域政策部主幹
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所長
空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室長
北海道警察
札幌方面砂川警察署長
浦臼町
副町長
教育委員会
教育長
砂川地区広域消防組合
消防職員・消防団員
砂川消防署奈井江・浦臼支署長
浦臼消防団長
指定公共機関
株式会社ＮＴＴ東日本 － 北海道岩見沢支店
北海道旅客鉄道株式会社石狩当別駅長
北海道電力株式会社滝川営業所長
浦臼郵便局長
防災に関する
学識経験を有する者
西空知広域水道企業団事務局長
浦臼町商工会長
ピンネ農業協同組合代表理事理事専務
浦臼町議会議長
浦臼町連合町内会長
浦臼町社会福祉協議会

２　運営

浦臼町防災会議条例（資料１）及び浦臼町防災会議運営規定（資料２）の定めるところによる。

資料１　浦臼町防災会議条例	Ｐ．２８９
資料２　浦臼町防災会議運営規定	Ｐ．２９１

第２　浦臼町災害対策本部

町長は、町の区域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するため必要があると認めるときは、基本法第２３条及び浦臼町災害対策本部条例（資料４）の規定に基づき災害対策本部を設置し、浦臼町災害対策本部運営規程（資料５）に基づき運営するものとする。

１　本部の設置基準、組織及び所掌事務等

（１）本部の設置基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、基本法第２３条第１項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部設置基準	
風水害	・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震	・町内に震度６弱以上の地震が発生したとき。 ・町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
大事故等	
航空災害	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
鉄道災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
冷（湿）害	・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

（２）本部の組織等

ア　本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

（ア）組織図

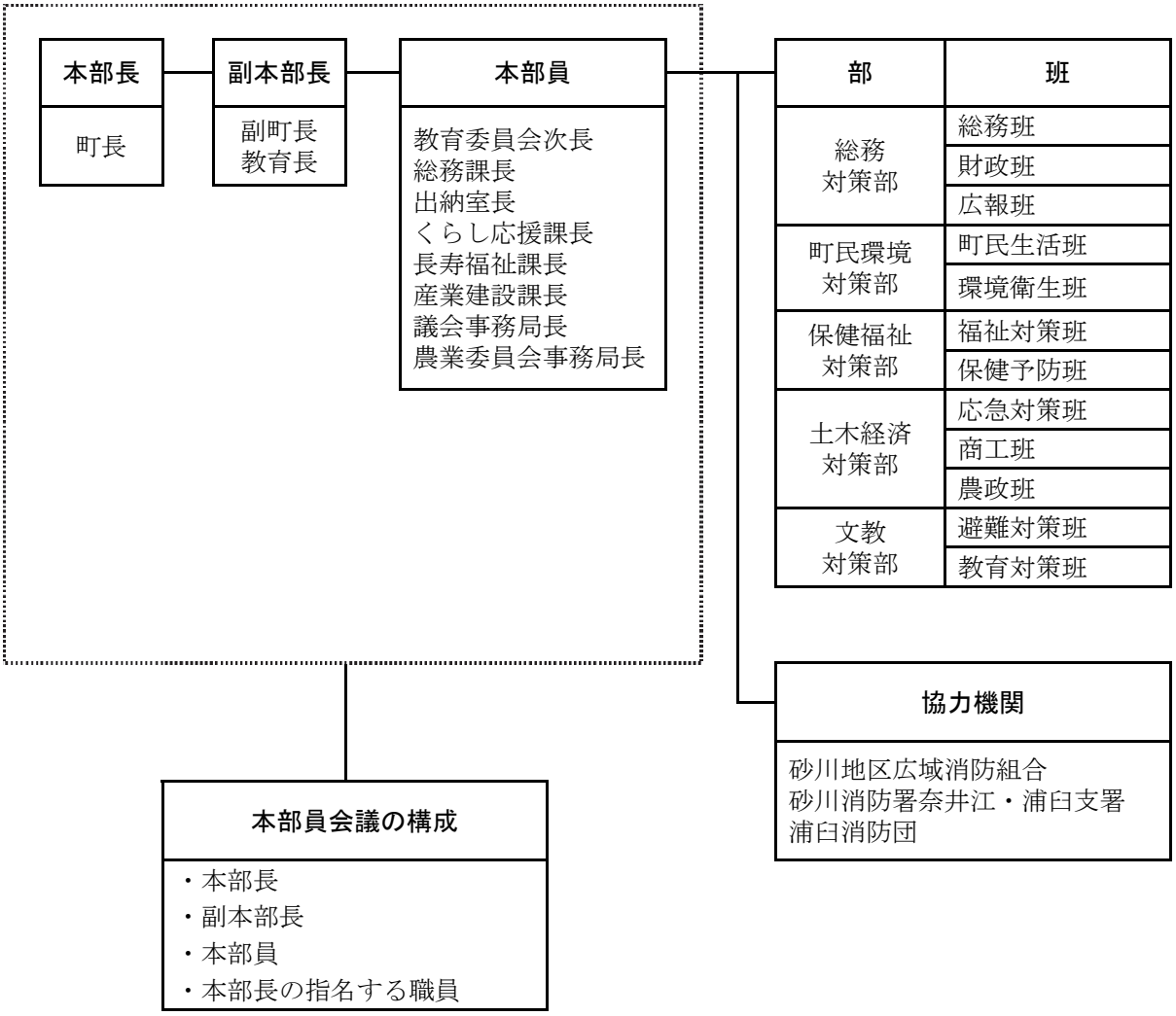
本部長
町長
副本部長
副町長
教育長
本部員
教育委員会次長
総務課長
出納室長
くらし応援課長
長寿福祉課長
産業建設課長
議会事務局長
農業委員会事務局長
部
班
総務対策部
総務班
財政班
広報班
町民環境対策部
町民生活班
環境衛生班
保健福祉対策部
福祉対策班
保健予防班
土木経済対策部
応急対策班
商工班
農政班
文教対策部
避難対策班
教育対策班
協力機関
砂川地区広域消防組合
砂川消防署奈井江・浦臼支署
浦臼消防団
本部員会議の構成
・本部長
・副本部長
・本部員
・本部長の指名する職員

（イ）部班の編成内容

部	対策部長 （対策副部長）	班	班長 （副班長）	班に属する職員の所属先
総務 対策部	総務課長 （総務課主幹） 出納主幹	総務班	庶務係長 （庶務係主査）	庶務係
		財政班	財政係長 （財政主査）	出納係 財政係
		広報班	企画統計係長 （企画統計係主査）	企画統計係
町民環境 対策部	くらし応援課長 （くらし応援課主幹）	町民生活班	住民係長 （税務係長）	住民係 税務係
		環境衛生班	生活係長 （生活係主査）	生活係
保健福祉 対策部	長寿福祉課長 （長寿福祉課主幹）	福祉対策班	介護福祉係長 （介護福祉係主査）	介護福祉係
		保健予防班	保健指導係長 （保健指導係主査）	保健指導係
土木経済 対策部	農業委員会局長 産業建設課長 （産業建設課技術長） 産業建設課主幹	応急対策班	管理係長 （技術係長）	技術係 管理係
		商工班	商工観光係長 （商工観光課主査）	商工観光係
		農政班	農政係長 （農業委員会農地係長）	農政係 農業委員会 農地係
文教 対策部	議会事務局長 教育委員会次長 （教育委員会主幹）	避難対策班	教育委員会主幹 （社会教育係長）	社会教育係 教育施設 議会事務局
		文教対策班	学務係長 （学務係主査）	学務係

イ　本部の所掌事務

本部の所掌事務は、次のとおりとする。

部	班	事務分掌
総務 対策部	総務班	（１）防災会議に関すること。 （２）災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 （３）本部員会議に関すること。 （４）災害対策本部の庶務に関すること。 （５）災害対策本部の非常配備体制に関すること。 （６）災害時における職員の動員に関すること。 （７）気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達に関すること。 （８）災害時における通信機器の確保に関すること。 （９）国や道に対する要請及び報告に関すること。 （１０）防災関係機関との連絡調整に関すること。 （１１）災害に係わる他自治体との連絡調整に関すること。 （１２）災害情報や被害状況の収集及び整理に関すること。 （１３）避難の勧告又は指示等の伝達に関すること。 （１４）自衛隊の災害派遣要請に関すること。 （１５）災害時の車両の確保及び配車計画に関すること。 （１６）災害時輸送に関すること。 （１７）庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 （１８）災害に係わる職員の公務災害補償に関すること。 （１９）災害に係わる派遣職員の給与等の決定及び支給に関すること。 （２０）その他各部に属さない事項。
	財政班	（１）町有財産の被害調査に関すること。 （２）災害に係わる中央関係機関との連絡調整に関すること。 （３）災害関係の予算措置等財務に関すること。 （４）町有財産の緊急使用に関すること。 （５）災害に係わる経費の経理に関すること。 （６）災害応急対策労務者の賃金に関すること。 （７）災害義援金に関すること。
	広報班	（１）災害に係わる広報に関すること。 （２）報道機関との連絡調整に関すること。 （３）総合的な災害記録の作成及び災害統計に関すること。 （４）災害見舞者及び視察者の応対に関すること。

部	班	事務分掌
町民環境対策部	町民生活班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）遺体の収容及び埋葬に関すること。 （３）災害時における住民組織その他民間団体との協力体制に係わること。 （４）事務の調整に関すること。 （５）被災者の炊出しに関すること。 （６）被災者の相談及び苦情に関すること。 （７）り災証明に関すること。 （８）町税の納税猶予に関すること。 （９）町民税の減免に関すること。 （１０）固定資産税減免に関すること。 （１１）国民健康保険料等の減免及び徴収猶予の総合調整に関すること。 （１２）災害救助法に基づく申請事務に関すること。
	環境衛生班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）被災地における防疫の実施に関すること。 （３）被災地における環境保全及び公害対策に関すること。 （４）災害に係わる廃棄物処理に関すること。 （５）災害時の汚物処理に関すること。 （６）家庭動物対策に関すること。 （７）避難場所の防疫指導に関すること。
保健福祉対策部	福祉対策班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）避難行動要支援者の避難行動支援に関すること。 （３）防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 （４）被災者に対する各種福祉資金の貸付けに関すること。
	保健予防班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）医療救護所の設置に関すること。 （３）関係医療機関との連絡調整及び支援の要請に関すること。 （４）医薬品や医療資機材の確保に関すること。 （５）救急医療及び助産に関すること。 （６）被災者に対する保健指導及び衛生指導に関すること。 （７）感染症の予防に関すること。

部	班	事務分掌
土木経済対策部	応急対策班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）土木施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 （３）関係機関との連絡調整に関すること。 （４）危険区域の巡視に関すること。 （５）緊急輸送路の確保に関すること。 （６）障害物の除去に関すること。 （７）応急資機材等の調達及び配分に関すること。 （８）災害時の飲料水の非常給水及び広報活動に関すること。 （９）災害時の生活用水の確保に関すること。 （１０）災害時の給水資機材に関すること。 （１１）災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関すること。 （１２）災害時における除雪対策に関すること。 （１３）建築物の応急危険度判定及び応急対策に関すること。 （１４）応急仮設住宅の設置に関すること。 （１５）被災地の住宅の応急修理に関すること。 （１６）被災地における建築指導に関すること。 （１７）災害時の建築用資機材の需給計画に関すること。 （１８）被災住宅融資に関すること。
	商工班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）商工業関係の被害調査に関すること。 （３）被災した商工業者の救援対策に関すること。 （４）食料の調達及び供給に関すること。 （５）衣料、生活必需品等の物資の調達及び供給に関すること。 （６）石油類燃料の確保に関すること。 （７）救援物資の受入れ及び配分に関すること。 （８）災害応急対策の労務者の供給に関すること。
	農政班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）農林業関係の被害調査に関すること。 （３）被災農家の援護対策に関すること。 （４）農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること。 （５）被害農作物の病害虫防除に関すること。 （６）家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関すること。 （７）家畜の防疫に関すること。 （８）家畜飼料の確保に関すること。 （９）死亡獣畜の処理に関すること。 （１０）林野火災に関すること。

部	班	事務分掌
文教 対策部	避難 対策班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）避難場所の開設及び管理運営に関すること。 （３）避難場所の記録及び報告に関すること。 （４）災害対策本部の連絡調整に関すること。 （５）避難者の避難誘導に関すること。 （６）行方不明者の把握に関すること。 （７）避難者の移送手段の確保及び調整に関すること。
	文教 対策班	（１）所管施設の被害調査に関すること。 （２）文教施設の被害調査及び応急対策に関すること。 （３）児童生徒の避難誘導及び輸送に関すること。 （４）避難場所の開設の支援に関すること。 （５）学校等との連絡調整に関すること。 （６）教職員の確保に関すること。 （７）応急教育施設の確保に関すること。 （８）学校施設の衛生管理に関すること。 （９）応急教育に関すること。 （１０）学用品の調達及び支給に関すること。 （１１）給食の供給に関すること。 （１２）文化財の保護及び応急対策に関すること。 （１３）教育関係義援金の受付け及び配分に関すること。

（３）本部の解散

町長は、予想される災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

（４）本部の設置又は解散の通知及び公表

本部を設置又は解散したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては防災行政無線等により周知する。

２　本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

（１）本部員会議の協議事項

ア　本部の配備体制の変更及び解除に関すること。

イ　災害情報及び災害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ　自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用の申請に関すること。

エ　その他災害対策に関する重要な事項

（２）本部員会議の開催

ア　本部員会議は、本部長が必要に応じ招集する。

イ　本部員は、それぞれの所管事項について必要な資料を提出しなければならない。

ウ　本部員は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ　本部員は、会議の招集が必要であると認めるときは、総務対策部にその旨を申し出るものとする。

３　標識

（１）本部の標識

本部を設置したときは、標識（別図１）を役場正面玄関前に掲示するものとする。

（２）本部職員の腕章

災害対策に従事する本部職員は、腕章（別図２）を帯用するものとする。

（３）本部自動車の標識

災害対策に使用する本部の自動車には、標識（別図３）を掲げるものとする。

別図１（第２－３関係）

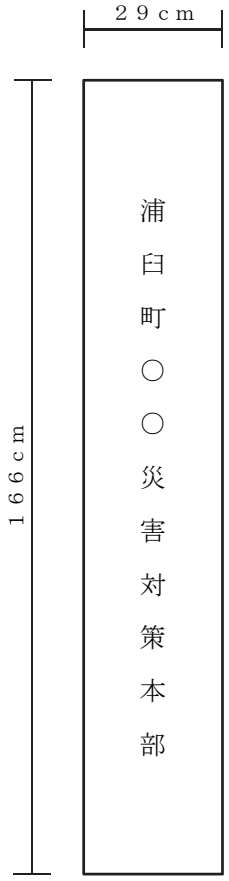

別図２（第２－３関係）

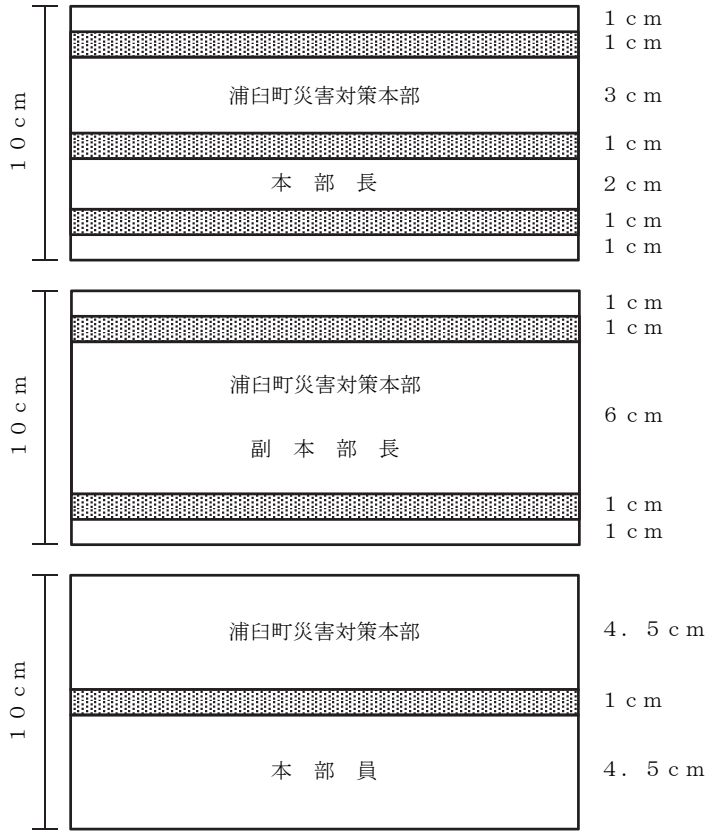

別図３（第２－３関係）

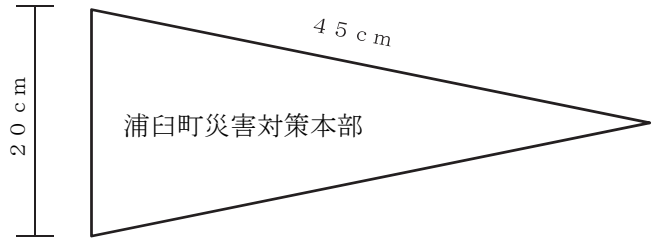

４　現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

（１）組織等

ア　組織

現地災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

現地災害対策本部組織図

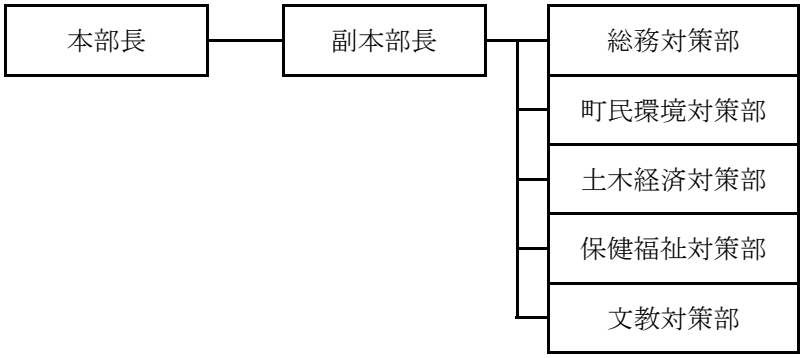

５　町長の職務の代理

災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

資料４	浦臼町災害対策本部条例	Ｐ．２９３
資料５	浦臼町災害対策本部運営規定	Ｐ．２９４

第３　本部の配備体制

１　配備体制

本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、町長が必要と認めたときは、非常配備体制をとることができる。

種別	配備の時期	配備の内容	任務	配備要員
第１非常配備（準備）	１　気象情報等により災害の発生が予想されるとき、又は気象警報を受けたとき。 ２　町内に震度４の地震が発生したとき。 ３　その他、本部長が当該配備を必要と認めたとき。	情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第２非常配備に移行し得る体制を整えておくこととする。	１　情報の収集 ２　関係機関との連絡	各課長及び総務課・産業建設課の係長以上の職員、防災担当職員
第２非常配備（警戒）	１　局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 ２　町内に震度５弱又は５強の地震が発生したとき。 ３　その他本部長が必要があると認めるとき。	災害の発生とともに、関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動ができる体制とする。	１　情報の収集 ２　関係機関との連絡 ３　応急措置の実施	全職員
第３非常配備（出動）	１　災害対策本部設置基準によるとともに浦臼町を含む地域に特別警報が発表されたとき。 ２　町内に震度６弱の地震が発生したとき。	災害対策本部全職員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処置を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する。また、特別警報を受けた場合には、非常に危険な状況であり、直ちに最善を尽くして身を守るように住民へ呼びかける。	災害業務全般の実施	全職員

備考　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認める場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

２　本部各班の配備要請

（１）動員（召集）の方法

ア　総務班は、本部長の非常配備決定に基づき各班長に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知するものとする。

イ　前号の規程による通知を受けた班長は、配備要員に対し当該通知の内容を周知するものとする。

ウ　各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ　各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

オ　本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

３　休日・夜間の連絡体制

休日・夜間の連絡に関しては、第５章第２節「動員計画」に定めるところにより行うものとする。

４　非常配備体制の活動要領

（１）本部の活動の開始及び終了

ア　活動の開始

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ　活動の終了

本部長は、予想された災害の危機が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部の活動を終了し本部を解散する。

（２）非常配備体制下の活動

ア　第１非常配備体制下の活動

第１非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

（ア）総務班は、気象台その他関係機関と連絡をとり、地震情報を含む防災気象情報の収受、伝達等を行う。

（イ）総務班は、雨量、水位等に関する情報を関係機関から収集する。

（ウ）関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに随時待機班員に必要な指示を行うものとする。

（エ）第１非常配備につく班員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

イ　第２非常配備体制下の活動

第２非常配備体制下の活動における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

（ア）本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。

（イ）各班長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。

（ウ）総務対策部長は、各班長及び防災関係機関と連携を密にして客観的に情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

（エ）各班長は、次の措置を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

ａ　事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

ｂ　装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

ｃ　関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ　第３非常配備体制下の活動

第３非常配備体制が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

（３）本部連絡員及び本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び本部情報収集責任者を置くものとする。

ア　本部連絡員

（ア）本部長が必要と認めたときは本部連絡員を置く。

（イ）本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達するものとする。

イ　本部情報収集責任者

（ア）設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

（イ）本部情報収集責任者は、総務対策部員のうちから総務対策部長が指名するものをもってあてる。

（ウ）本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

５　本部を設置しない場合の準用

町長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節第３の１から４までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

（１）風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。

（２）局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。

（３）本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。（町長が招集する対策会議は、本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。）

第４　住民組織等への協力要請

１　住民組織等への協力要請

町長は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、特に必要と認めるときは、次の各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

２　協力要請先

団体名	関係所管課
浦臼町赤十字奉仕団	くらし応援課生活係
浦臼町連合町内会	総務課庶務係

備考　各町内会の代表者名、連絡先等については、別に名簿を調製しておくものとする。

３　協力要請事項

（１）住民避難誘導及び救出並びに被災者の保護に関すること。
（２）緊急避難のための指定緊急避難場所及び被災者の収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
（３）災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
（４）災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
（５）避難所内での炊出し及び被災者の世話に関すること。
（６）その他救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めたもの

第２節　気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第１　気象業務組織

１　予報区と担当気象官署

（１）一般予報区

ア　北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と７つの府県予報区に分かれている。

イ　予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

（ア）一次細分区域

府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割した区域

（イ）市町村等をまとめた地域

特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するため、二次細分区域をまとめた地域

（ウ）二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域

府県予報区 （担当気象官署）	一次細分区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
石狩・空知・後志地方 （札幌管区気象台）	空知地方	中空知	浦臼町

第２　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和２７年６月２日法律第１６５号）、水防法（昭和２４年６月４日法律第１９３号）、及び消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

１　気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

（１）種類及び発表基準

ア　特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成２６年に９月石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

現象の種類	発表想定
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風雪が吹くと予想される場合

イ　気象等に関する気象警報・注意報

（ア）気象警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

（イ）気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

２　地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

３　浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

４　洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

５　府県気象情報（空知地方気象情報）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

６　土砂災害警戒情報

空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

７　記録的短時間大雨情報

空知地方で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、空知地方気象情報の一種として発表する。

８　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに府県予報区（石狩・空知・後志地方）に発表する。この情報の有効

期間は、発表から１時間である。

９　火災気象通報基準

実効湿度６０％以下で最小湿度３０％以下の場合、若しくは平均風速で１２ｍ／ｓ以上が予想される場合とする。

なお、平均風速が１２ｍ／ｓ以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

１０　警報基準（数値はいずれも予想値）　（平成２４年５月２９日現在）

発表官署　札幌管区気象台

府県予報区		石狩・空知・後志地方	
一次細分区域		空知地方	
市町村等をまとめた地域		中空知	
大雨	（浸水害）	雨量基準	１時間雨量５０ｍｍ
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	１２９
洪水		雨量基準	―
		流域雨量指数基準	札的内川流域＝７
		複合基準	―
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流［橋本町・奈井江大橋］
暴風		平均風速	１８ｍ／ｓ
暴風雪		平均風速	１６ｍ／ｓ　雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	１２時間降雪の深さ５０ｃｍ
波浪		有義波高	
高潮		潮位	

１１　注意報基準（数値はいずれも予想値）　（平成２４年５月２９日現在）

発表官署　札幌管区気象台

府県予報区	石狩・空知・後志地方	
一次細分区域	空知地方	
市町村等を まとめた地域	中空知	
大雨	雨量基準	１時間雨量３０ｍｍ
	土壌雨量指数基準	９５
洪水	雨量基準	―
	流域雨量指数基準	札的内川流域＝５
	複合基準	―
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流［奈井江大橋］
暴風	平均風速	１２ｍ／ｓ
暴風雪	平均風速	１０ｍ／ｓ　雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	１２時間降雪の深さ３０ｃｍ
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	７０ｍｍ以上：２４時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	２００ｍ
乾燥	最小湿度３０％　実効湿度６０％	
なだれ	（１）２４時間降雪の深さ３０ｃｍ以上 （２）積雪の深さ５０ｃｍ以上で、日平均気温５℃以上	
低温	５月～１０月：（平均気温）平年より５℃以上低い日が２日以上継続 １１月～４月：（最低気温）平年より８℃以上低い	
霜	最低気温３℃以下	
着氷		
着雪	気温が０℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

１２　記録的短時間大雨情報

１時間雨量	１００ｍｍ

１３　地震に関する情報

地震に関する情報については、第６章第３節第２「地震情報の伝達計画」によるものとする。

第３　気象等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統及び方法

気象官署の発表する気象等に関する特別警報、警報、注意報の伝達は、気象等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統図に基づき、電話、防災行政無線等最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

１　特別警報、警報、注意報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は宿日直職員が受領する。

気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達責任者一覧表

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内関係各課	総務課長	口頭、庁内放送	
教育委員会	〃	電話、口頭	
砂川地区広域消防組合	〃	〃	
関係機関　団体	〃	〃	
町内会長	〃	〃	広報車、防災無線
各学校　幼稚園	教育委員会次長	〃	

２　勤務時間外に、宿日直職員が気象等に関する特別警報、警報、注意報等を受けたときは、気象情報受領票に記載するとともに、次に掲げる警報については総務課長（不在のときは、総務課主幹、庶務係長）に連絡し、当直明けの際に気象情報受領票を提出するものとする。

ア　気象警報

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪

イ　その他

気象注意報等で情報の伴うものについては、直ちに総務課長（不在のときは総務課主幹、庶務係長）に連絡するものとする。

様式

気象情報受領票

（決　裁　欄）				受理事項	
予警報種別					
発令日時	・　：	受信方法			
受信日時	・　：	電話・無線・その他			
発信者		受信者			

気象等に関する特別警報、警報、注意報等伝達系統図

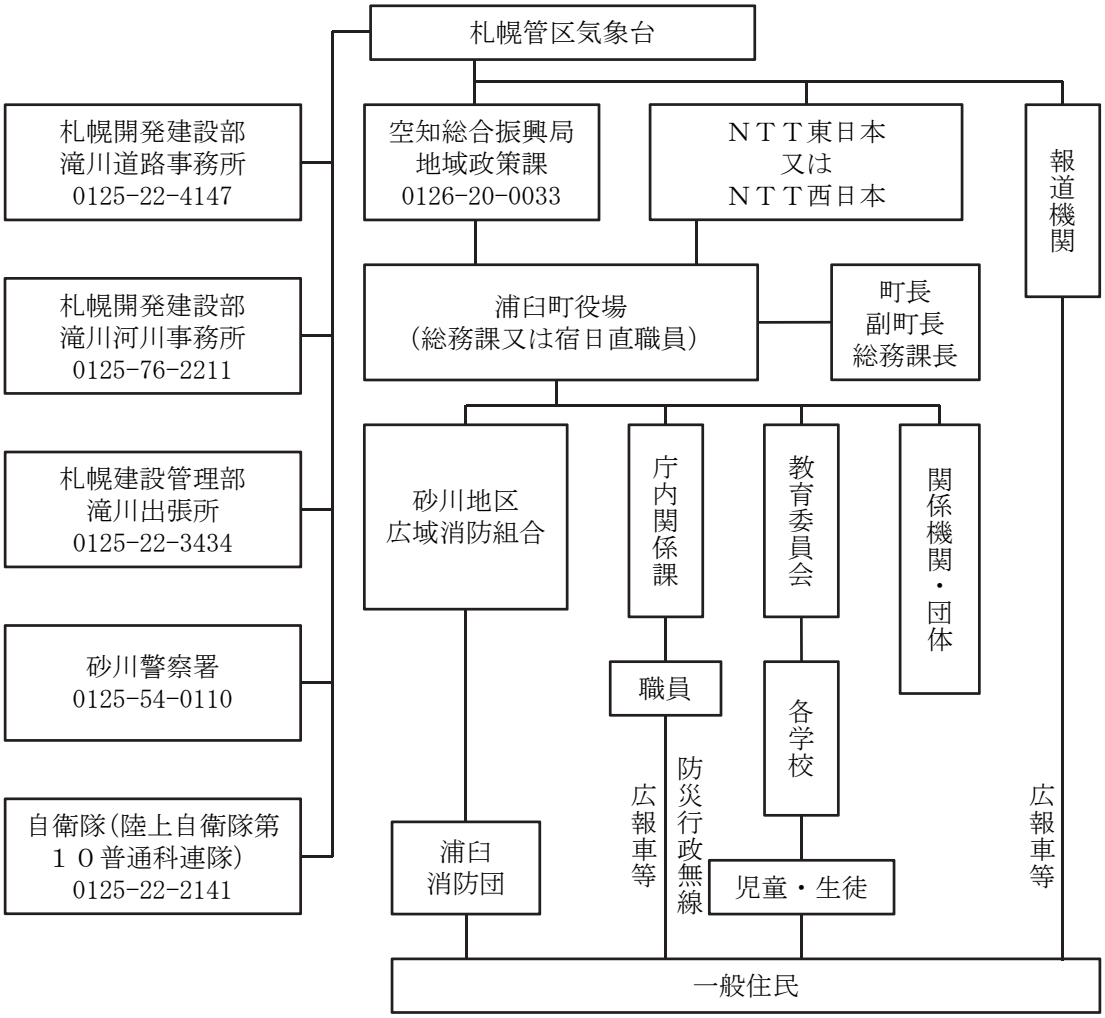

資料６　関係機関連絡先　　Ｐ．２９６

第４　異常現象を発見した者の措置等

１　通報義務（基本法第５４条第１及び２項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

２　警察官等の通報（基本法第５４条第３項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

３　町長の通報（基本法第５４条第４項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要により次の機関に通報する。

（１）砂川地区広域消防組合
（２）砂川警察署
（３）空知総合振興局地域政策課
（４）札幌管区気象台
（５）災害の影響のある隣接市町
（６）その他、その異常現象に関係ある機関

４　住民に対する周知徹底

予想される災害地域の住民に対する周知は、防災行政無線、広報車等により確実に行うものとする。

５　住民からの通報

宿日直職員が地域住民からの災害情報又は、被害状況を受理した際は、総務課長（不在のときは、総務課主幹、庶務係長）に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

（１）勤務時間内

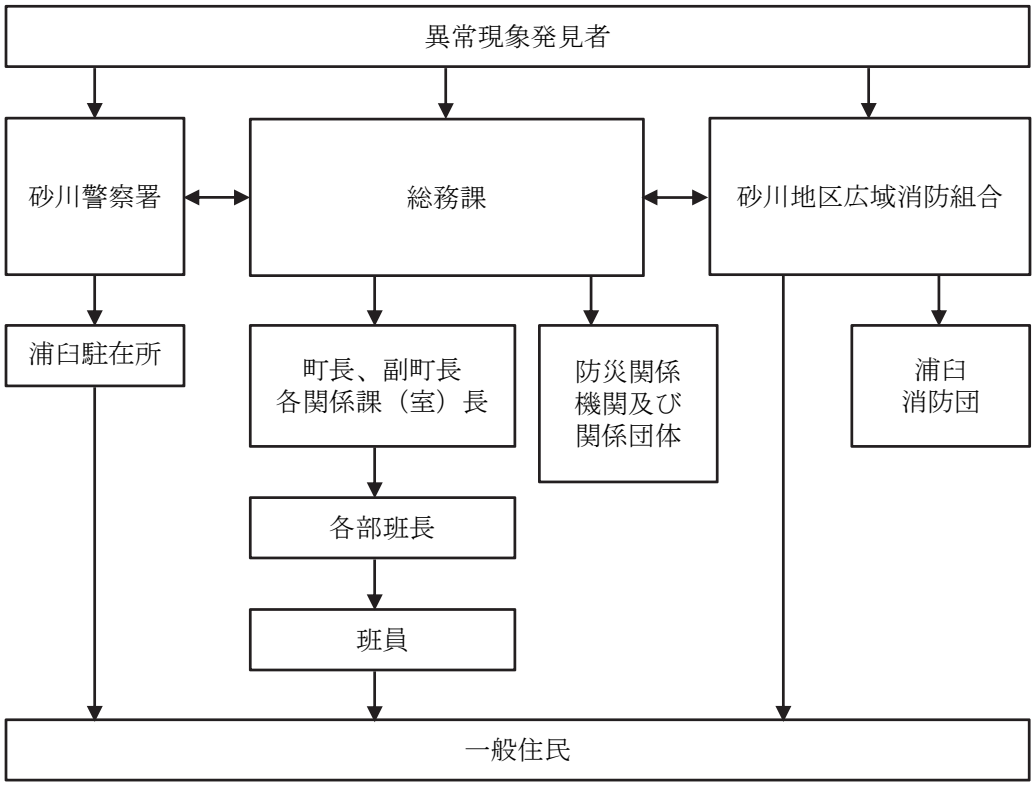
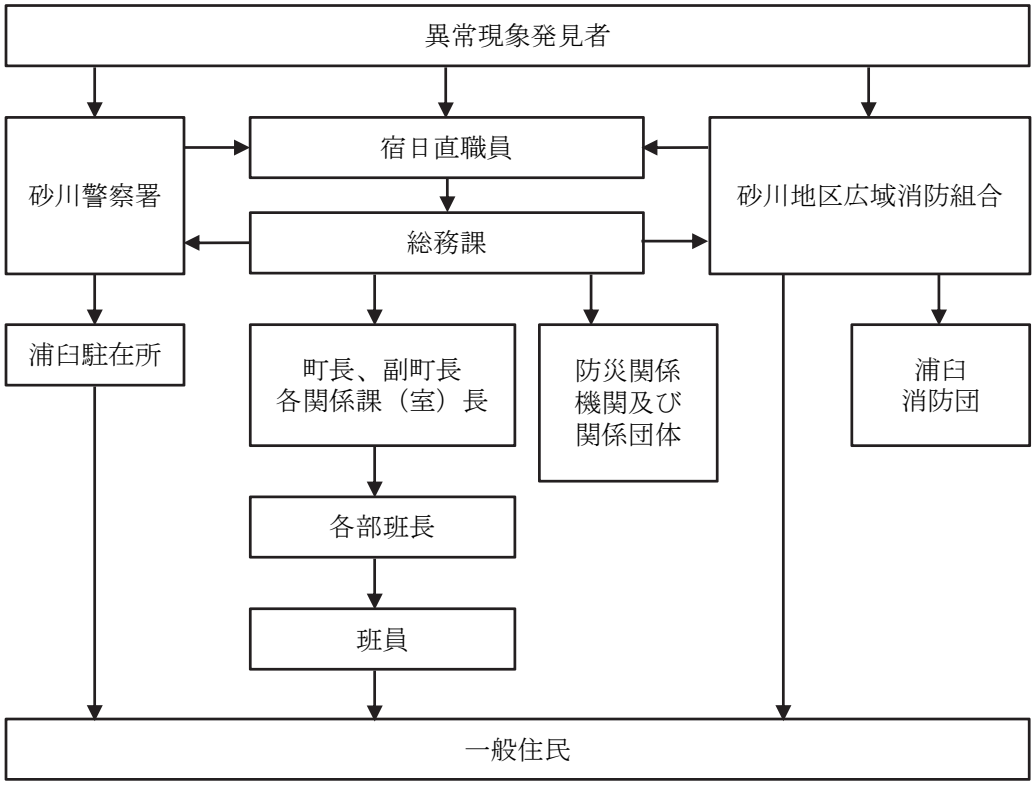
（２）勤務時間外